

下線=削除、斜字=追加

北海道社会学会 会則

(略)

第三章 役員・顧問および会議

第十条 本会に、次の役員をおく。

会長 一名

副会長 一名

理事 七名 うち庶務理事一名、会計理事一名

監事 二名

第十一条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

二 会長の任期は学会年度二ヵ年とする。ただし、二期連続して就任することはできない直後の期に役員に就任することはできない。

三 会長は会員の直接選挙によって選出される。その選出方法は、選挙規則の定めるところによる。

四 会長が任務を遂行できない場合は、理事の互選によってその代理を選出する。任期は残りの期間とする。

第十二条 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合は、その任務を代行する。

二 副会長の任期は学会年度二ヵ年とする。ただし、二期連続して就任することはできない。

三 副会長は会員の直接選挙によって選出される。その選出方法は、選挙規則に定めるところによる。

第十三条 理事は、理事会を組織し、本会の運営にあたる。

二 理事の任期は学会年度二ヵ年とする。ただし、二期連続して就任することはできない。

(略)

第十六条 本会に理事会をおく。

二 理事会は、会長・副会長および理事によって構成される。

三 理事会は、会長が必要に応じて召集する。

(略)

第四章 編集委員会・研究活動委員会および各種委員

第二十九条 本会に機関誌編集委員会および研究活動委員会をおく。

二 編集委員会は、機関誌の編集を担当する。

三 研究活動委員会は、学会大会および研究会の計画を担当する。

四 編集委員会および研究活動委員会の委員長は、会長・副会長および理事から理事会が選出し、会長が委嘱する。

(略)

附則

一 本会則の改正は、理事会若しくは会員の五分之一によって提案され、総会の議を経ることを要する。

二 本会の運営に必要な事項は、別に内規をもって定める。

三 内規の制定及び変更は、理事会若しくは会員の五分之一によって提案され、総会の議を経ることを要する。

四 本会は事務局を、〒060-0906 北海道札幌市東区北6条東3丁目3-1LC 北六条館6階 北海道NPOサポートセンターに置く。

五 本会則は、平成十五年六月二十一日昭和二六年四月一日から施行する。

改	正	昭和五一年四月 一日
		昭和五三年九月二九日
		昭和五六年七月一八日
		昭和五七年七月二三日
		昭和六二年六月二七日
		平成 五年六月一二日
		平成 九年七月 五日
		平成 十年七月 四日
		平成十二年七月 一日
		平成十五年六月二一日
		平成二六年六月七日

北海道社会学会 選挙規則 (2014.6.7 総会提案)

第一条 選挙権および被選挙権

役員選挙および被選挙の有資格者は、選挙が行われる年の四月一日現在で、前会計年度までの会費を完納している一般会員および学生会員とする。

第二条 選挙方法

- (一) 役員選挙は、郵送による直接無記名投票とする。
- (二) 選挙の投票は、総会の開催される日の三十日以前に完了するものとする。
- (三) 役員選挙（会長・副会長選挙、理事選挙、および監事選挙）は、同時に行う。
- (四) 二名以上の連記の場合、連記数に満たない投票も有効とする。ただし、連記数をこえた投票、および氏名の完全でない投票は無効とする。

第三条 選挙管理委員会

- (一) 選挙は選挙管理委員会の管理のもとで行う。
- (二) 選挙管理委員は、会長の委嘱した三名とする。
- (三) 選挙管理委員のうち一名は理事とする。

第四条 会長・副会長の選出

- (一) 会長・副会長選挙は、一名单記とする。
- (二) 会長・副会長選挙における最高得票者を会長として選出する。
- (三) 会長・副会長選挙において二番目に得票数が多かった者を副会長として選出する。
- (三) 同数票の場合は、年長者とする。

(略)

附則

- 一 本選挙規則の改正は、会則附則三の規定による。
- 二 本選挙規則は、平成一五年六月二一日 昭和二六年四月一日から施行する。

改正 昭和五七年七月二三日
昭和六二年六月二七日
平成 二年六月一六日
平成 五年六月一二日
平成十五年六月二一日
平成二六年六月七日